

福祉用具「貸与」の根拠発信を

ふくせん モニタリング標準化課題に

全国福祉用具専門相談員協会（吉元文雄理事長、ふくせん）は7月29日、2021年度介護報酬改定に関する賛助会員企業

福社用具が「貸与」である必要性を根拠とともに発信していくことが求められていました。

福社用具貸与のうち杖や歩行器、手すり等については、販売に移行すればケーブラン作成等の費用が不要になるという指摘が、昨年11月に財務省の東島弘子教授が、今期報酬改定の結果を踏まえて次期報酬改定に向けて講義。介護保険サービスにおいて

に関する建議書に記載されています。

東島教授は、この問題は凍結していたものの、

すでに7～11年にかけては、介護保険給付費分科会の部会で議論されてきたと話した。そのうえで、厚労省は財制審の建議を受け、何らかの回答をし

て、モニタリングの視点も標準化されていない」と

モニタリングの標準化が重要になつた。

「ただし、課題もある。

福社用具の存在であるとし、モニタリングの重要性を強調した。モニタリングすることで①目標達成状況が分かる②事故の防止ができる③速やかな変更につながる——など、さまざまナメリット

今年度老健事業で受託している調査・研究事業において実態を洗い出し、

評価の軸・基準を示すガイドラインの改訂版を出

福社用具が「貸与」である必要性を根拠とともに発信していくことが求められていました。福社用具貸与のうち杖や歩行器、手すり等については、販売に移行すればケーブラン作成等の費用が不要になるという指摘が、昨年11月に財務省の東島弘子教授が、今期報酬改定の結果を踏まえて次期報酬改定に向けて講義。介護保険サービスにおいて

全国福祉用具専門相談員協会（吉元文雄理事長、ふくせん）は7月29日、2021年度介護報酬改定に関する賛助会員企業

福社用具が「貸与」である必要性を根拠とともに発信していくことが求められていました。

福社用具貸与のうち杖や歩行器、手すり等については、販売に移行すればケーブラン作成等の費用が不要になるという指摘が、昨年11月に財務省の東島弘子教授が、今期報酬改定の結果を踏まえて次期報酬改定に向けて講義。介護保険サービスにおいて

福社用具が「貸与」である必要性を根拠とともに発信していくことが求められていました。